

後期高齢者医療制度の保険料

75歳以上の方、65歳以上75歳未満で一定の障がいがあり加入を希望する方は、それまで加入していた国民健康保険や職場の健康保険などから脱退し、後期高齢者医療制度に加入します。



●問い合わせ

- ・ 県後期高齢者医療広域連合
☎052-955-1227
- ・ 役場保険医療課 内線153

保険料(令和3年度)の計算方法

$$\text{均等割額} + \text{所得割額} = 48,765\text{円} + (\text{所得金額} - \text{基礎控除額}) \times 9.64\%$$

令和2・3年度

均等割額	所得割率	保険料の上限額
48,765円	9.64%	64万円

合計所得金額
2,400万円以下…43万円
2,400万円超2,450万円以下…29万円
2,450万円超2,500万円以下…15万円
2,500万円超…適用なし

均等割額の軽減

世帯主と被保険者の所得金額などの合計額が次の金額以下の世帯	軽減割合	軽減後の均等割額
43万円+10万円× (給与所得者等 ^{※1} の人数-1) ^{※2} 以下	7割軽減	14,629円
43万円+(28.5万円×被保険者数) +10万円×(給与所得者等の人数-1)以下	5割軽減	24,382円
43万円+(52万円×被保険者数) +10万円×(給与所得者等の人数-1)以下	2割軽減	39,012円

- ※1 給与所得(給与収入が55万円を超える者)または、公的年金等にかかる所得(前年の12月31日現在65歳未満の者にとっては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者、前年の12月31日現在65歳以上の者にとっては当該公的年金等の収入金額が125万円を超える者)を有する者
- ※2 世帯主および世帯の被保険者の中に給与所得者等が2名以上いる場合には、給与所得者等の数の合計数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加える

注意

- ・ 令和3年1月1日施行の地方税法の改正(給与所得控除及び年金所得控除の引き下げおよび基礎控除の引き上げ等)に伴う「意図せざる影響や不利益」が生じないようにするため、軽減対象となる所得要件を変更
- ・ 前年の12月31日現在65歳以上の方の公的年金所得は、通常の所得から15万円を控除した額で判定

被扶養者だった方の保険料の特例(国民健康保険・国民健康保険組合加入者は除く)

後期高齢者医療被保険者になる前日に、会社の健康保険や共済組合などの被扶養者だった方は、後期高齢者医療保険資格取得後2年間、均等割額が5割軽減され、所得割額は当面の間課せられませんが(年額24300円)。

納付方法

特別徴収

①②どちらにも該当する方は、原則年金から天引きされます(年6回偶数月)。該当しない方は、納付書または口座振替で納めます。

①年額18万円以上の公的年金受給者

②介護保険料を特別徴収され、介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が年金支給額の2分の1を超えない方

普通徴収

7月中旬に送付する納付書または口座振替で納付

納期限							
期別	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期
納期限	8月2日 日	8月31日 日	9月30日 日	11月1日 日	11月30日 日	12月27日 日	令和4年1月31日 日
	2月28日 日						

※行政サービスコーナー(イオンモール東浦2階)でも納付可能

口座振替選択制度

保険料の特別徴収を中止し、口座振替で納付したい方は、預金通帳、通帳印、保険証を持参し、役場保険医療課で手続きしてください。

■普通徴収の方は、便利で確実な口座振替の手続きを!

□座振替の手続きは、役場保険医療課または金融機関に直接申し込んでください。国民健康保険税を口座振替で納めていただいた方も再度手続きが必要です。

納付が難しいときは相談を

▼特別な事情により、保険料の納付が難しいときは、未納のままにせず、早めに役場保険医療課へ相談してください。

▼次のいずれかに該当する場合、保険料の減免が認められる場合があります。申請が必要です。詳細は役場保険医療課へ

- ・ 災害により、住宅や家財に著しい損害を受けた場合
- ・ 事業の廃止、失業などにより収入が著しく減少した場合
- ・ 新型コロナウイルス感染

後期高齢者福祉医療費受給者証の更新申請書の提出は早めに！

有効期限が令和3年7月31日の後期高齢者福祉医療費受給者証をお持ちの方に、6月上旬に「更新申請書」を郵送し、6月25日(金)までに保険医療課へ提出していただくように案内しています。「更新申請書」の提出がない場合は新しい受給者証の発行ができませんので、まだ提出がお済みでない方は早急に提出をお願いします。申請書を提出いただき、審査の結果引き続き対象となる方には、7月下旬に新しい受給者証を送付します。

●問い合わせ 保険医療課 内線153

保険料の算定方法や保険証の負担割合などは後期高齢者医療コールセンターへ

県後期高齢者医療広域連合では、後期高齢者医療の保険料と保険証に関するコールセンターを開設します。

●コールセンター番号

☎0570-011558
(通話料がかかります)

●開設期間

7月12日(月)～8月31日(火)
※土日、祝日も開設
午前8時45分～午後5時15分

●その他

- ・後期高齢者医療保険料額決定通知書は、7月中旬頃に郵送します。
- ・納付に関する相談は、役場保険医療課へ

●不審な電話に注意

コールセンターは受信専用です。還付金の案内や口座を指定して振込みをさせたり、金融機関のATMの操作を指示したりすることは一切ありません。不審な電話があったら、役場保険医療課まで

●問い合わせ

- ・県後期高齢者医療広域連合 管理課保険料グループ
☎052-955-1223
- ・役場保険医療課 内線153

若草色に変更

被保険者証の更新

現在、お使いの後期高齢者医療制度の被保険者証の有効期限は7月31日です。8月からは被保険者証の色が若草色に変わります。新しい被保険者証は7月中に郵送します。



医療機関の窓口で支払う自己負担割合

医療機関の窓口で支払う一部負担金は、かかった医療費の1割です。ただし、課税所得が年額145万円以上ある世帯は3割負担となります。

医療費が自己負担限度額

症により世帯の主たる生計維持者が死亡または重篤な疾病を負った場合・新型コロナウイルス感染症の影響により世帯の主たる生計維持者の収入が著しく減少した場合

を超えたときは、後から高額療養費として差額を返金しますので、手続きをしてください。

低所得者（住民税非課税世帯）Ⅰ・Ⅱまたは現役並み所得者Ⅰ・Ⅱに該当する方は、提示すると医療機関での自己負担額が減額される「限度額適用・標準負担額減額認定証」または「限度額適用認定証」の申請ができます。現在お持ちの方で、8月以降も対象となる方には7月中に郵送します。

負担区分			自己負担限度額(1か月あたり)	
			外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)
3割負担	現役並み所得者	Ⅲ(課税所得690万円以上)	252,600円 (医療費が842,000円を超えた場合は超えた分の1%を加算)【140,100円※1】	
		Ⅱ(課税所得380万円以上)	167,400円 (医療費が558,000円を超えた場合は超えた分の1%を加算)【93,000円※1】	
		Ⅰ(課税所得145万円以上)	80,100円 (医療費が267,000円を超えた場合は超えた分の1%を加算)【44,400円※1】	
1割負担	一般		18,000円 年間上限 (8月～翌7月) 144,000円	57,600円 【44,400円 ※1】
	低所得者 (住民税非課税世帯)	Ⅱ	8,000円	24,600円
		Ⅰ		15,000円

※1 過去12か月間に同じ世帯で高額療養費の支給が4回以上あったときの4回目以降の限度額です。